

後期高齢者医療制度に関するお知らせ 一定以上の所得のある方の窓口負担割合が変わります

●令和4年10月1日から、一定以上の所得がある方は、現役並み所得者窓口負担割合3割を除き、医療費の窓口負担割合が1割から2割に変更となります。

区分		令和4年9月まで	令和4年10月から
現役並み所得者		3割	3割
世帯に被保険者が1人の場合	[年金収入] + [その他の合計所得金額] が 200万円以上	1割	2割
世帯に被保険者が2人以上の場合	[年金収入] + [その他の合計所得金額] が 320万円以上		
上記以外の方		1割	1割

※窓口負担割合は世帯単位で判定します。
※世帯内に住民税課税所得が28万円以上の被保険者がいない場合、10月以降も1割負担となります。

●後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代(子や孫)の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につなぐためのものであります。

●窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります。令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年間は、2割負担となる方について、1ヶ月の外來医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外です)。

●配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には令和4年9月頃に広域連合から口座登録の申請書を郵送します。

【お問合せ】
和歌山県後期高齢者医療広域連合
☎073・428・6688
健康推進課国保年金係(8番窓口)
☎65・3008

今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、厚生労働省コールセンター(0120・002・719)へお問い合わせください。

令和4年度 国民健康保険被保険者証を発送します

☎健康推進課国保年金係(7・8番窓口) ☎65-3008

湯浅町の国民健康保険の被保険者証は、毎年4月1日に更新します。新しい被保険者証が届いたら、記載内容に誤りがないか必ずご確認ください。

	被保険者証	特定健診受診券
送付対象者	すべての被保険者	40～74歳までの被保険者
被保険者証等の色	ピンク色	むらさき色
送付時期	3月中旬から順次	
送付方法	簡易書留	
使用可能日	4月1日(金)～	

※配達時にご不在の場合は、配達されずに郵便局で一時保管され、不在票が投函されます。不在票については湯浅郵便局にお問い合わせください。
※郵便局での保管は3月31日(金)までの予定です。保管期限までに受取れなかった場合は、4月1日以降、役場窓口でお渡しします。本人確認ができるもの(マイナンバーカードまたは運転免許証など)をお持ちのうえお越しください。
※現在お持ちの被保険者証(青色)や、使用されなかった特定健診受診券(水色)は4月1日以降使用できませんので、役場へご返却いただくか、細かく裁断するなどして処分してください。